

香川県産業技術センター共同研究要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県産業技術センター（以下「センター」という。）が、第三者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施の要件)

第2条 センターが実施する共同研究は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該共同研究が、センターが行う研究として妥当なものであること。
- (2) 当該研究を共同研究として行うことにより、効率的かつ優れた成果が期待されること。
- (3) 共同研究を希望する相手方が、当該研究を行うために必要な技術力及び財政能力を有すると認められること。

(申請)

第3条 センターと共同研究を行おうとする者は、共同研究申請書（様式第1）を香川県産業技術センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。ただし、所長が不要と認めるときはこの限りではない。

(契約)

第4条 所長は、前条の申請に係る共同研究の実施が適切であると認めるときは、共同研究契約書（様式第2）又は、それにより難しい場合は準ずる内容を記載した書面により、共同研究に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。また、共同研究を実施できないときは、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

2 共同研究契約書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 研究の課題
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の内容
- (4) 研究の実施場所
- (5) 研究期間（実施期間）
- (6) 研究の管理及び分担
- (7) 研究担当者の職・氏名
- (8) 研究に要する費用の分担
- (9) 第4条から第17条までに規定する事項
- (10) その他共同研究を行うために必要な事項

(研究員の受入れ)

第5条 所長は、共同研究を実施するため、前条第1項の規定により所長と契約を締結した者（以下

「共同研究者」という。)の研究員をセンターに受入れることができる。

- 2 共同研究者は、前項の規定により、研究員をセンターにおいて研究に従事させる場合は、当該研究員の「誓約書」(様式第3)を、第3条の規定による申請時に、あわせて所長に提出するものとする。

(研究に要する経費)

第6条 共同研究に要する経費については、所長と共同研究者が協議の上、決定するものとする。なお、センターの研究費の算定にあたっては、「香川県産業技術センター受託研究要綱」別紙1で定める受託料算定基準の考え方を準用する。

- 2 共同研究者は、契約で定める共同研究者の負担に係るセンターの研究費を、県に前納しなければならない。
- 3 共同研究を終了又は第8条の規定により中止したときに、前項の規定により納付された研究費の額に不用が生じた場合は、共同研究者は所長と協議のうえ、不用となった額の返還を請求することができる。
- 4 共同研究期間の延長等により、第2項の規定により納付された研究費に不足が生じるおそれが発生した場合は、当該経費の負担について、所長は共同研究者と協議するものとする。

(研究の管理)

第7条 所長は、共同研究を一体的に管理し、共同研究の効率的推進を図るものとする。

- 2 所長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は共同研究者と共同して共同研究を管理することができる。

(1) 共同研究者が国内の大学又は国公立の試験研究機関等の公共的団体

(2) その他共同研究者と共同して共同研究を管理することが適当と認められる場合

(共同研究の中止)

第8条 所長は、センターの業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由により共同研究を継続することが困難となったときは、共同研究を中止することができる。

- 2 所長は、前項の規定により共同研究を中止したときは、遅滞なく、共同研究者にその旨通知するものとする。

(研究成果の報告)

第9条 所長は、共同研究が終了し又は共同研究を中止したときは、遅滞なく、共同研究結果を集約し、共同研究者に通知するものとする。

(研究成果の公表等)

第10条 共同研究期間中において研究内容及び研究から得た知見を第三者に公表するときは、契約で別段の定めをした場合を除き、あらかじめ、相手方の同意(様式第4)を得るものとする。

2 所長又は共同研究者は、契約で別段の定めをした場合を除き、実施期間終了後研究成果を公表することができる。

(納入された研究費により取得した物品等の帰属)

第 11 条 第 6 条第 2 項の規定により、共同研究者から納入された研究費により取得した物品等は、県に帰属する。

(特許権等の取り扱い)

第12条 共同研究の結果、発明が生じた場合、当該発明に係る特許を受ける権利は、当該発明の技術的課題を実質的に解決した者が有するものとする。

2 センターの職員が当該共同研究の結果、独自に発明をしたときは、特許を受ける権利は当該職員が取得するものとし、当該権利又は当該権利に係る特許権（以下「特許権等」という。）は、職員の職務発明に関する規則（昭和60年香川県規則第27号）の定めるところにより県が承継することができる。

3 所長は、前項の発明について特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったことについて事前に共同研究者の同意を得るものとする。

(共同出願)

第 13 条 県は、センターの職員及び共同研究者に属する職員が共同して発明をしたときは、センターの職員から特許権等を承継し、共同出願するものとする。

2 前項の共同出願にあたっては、県は、共同研究者と協議の上、共同出願契約を締結する。

3 県と共同研究者との共同発明に係る特許権等は、県及び共同研究者のそれぞれの持分に応じて共有とする。

4 緊急に特許出願を行う必要があるときは、前三項の規定にかかわらず、センターの職員は、共同研究者と共同出願契約を締結し、共同で出願することができる。

5 前項に規定する場合において、県が当該特許権等をセンターの職員から譲渡を受けたときは、県は、センターの職員の共同研究者に対する契約上の地位を承継するものとする。

(優先実施権)

第 14 条 県は、第 12 条第 2 項の規定により出願した発明（以下「単独発明」という。発明については、特許出願中及び特許権の設定登録したものをいう。以下同じ。）を共同研究者に優先的に実施させることができる。

2 県は、前条第 1 項又は第 4 項の規定により共同で出願した発明（以下「共有発明」という。）を共同研究者又は共同研究者の指定する者に優先的に実施させることができる。

3 前二項の規定による優先的な実施の期間は、当該特許出願の日から 5 年を超えない範囲内とする。ただし、共同研究者が正当な理由なく本発明を実施しない場合及び第三者が本発明を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められる場合は、その期間を短縮することができる。

(実施料)

第15条 共同研究者は、単独発明を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を、県に支払わなければならない。

2 県及び共同研究者は、共有発明を実施しようとするときは、相互に、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

3 共有発明について共同研究者以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び共同研究者に帰属するものとする。

(共有に係る特許権等の出願料等)

第16条 共有に係る特許権等に関する出願料、特許料等に関する費用の負担については、県及び共同研究者で協議するものとする。

(準用)

第17条 第12条から第16条までの規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第18条 第3条、第5条第2項及び第10条第1項の規定による申請等については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、共同研究に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。